

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 14 日

月 曜 日

第 4030 号

目 次

公安委員会規則

- 富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 1
- 富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 5
- 留置施設の実地監査に関する規則

告 示

- 指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施 6
- 道路の位置の指定 7
- 臨時種畜検査に係る種畜証明書の交付 8
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 10
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始 11
- 家畜の検査命令 12
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 20

公 告

- 落札者等の公示
- 随意契約の相手方等の公示 22
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 25

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 14 日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

富山県公安委員会規則第 2 号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

警察相談課	<ol style="list-style-type: none">(1) 警察安全相談に関する事。(2) 広聴に関する事。(3) 苦情に関する事。(4) 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関する事。(5) 犯罪被害者等給付金に関する事。(6) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関する事。(7) 情報の公開に関する事。(8) 個人情報の保護に関する事。(9) 文書管理の企画及び指導に関する事。(10) 文書の発送及び接受に関する事。(11) 文書の保存に関する事。
-------	---

を

警察相談課	<ol style="list-style-type: none">(1) 警察相談に関する事。(2) 広聴に関する事。(3) 苦情に関する事。(4) 外部通報に関する事。(5) 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関する事。(6) 犯罪被害者等給付金に関する事。(7) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関する事。(8) 情報の公開に関する事。(9) 個人情報の保護に関する事。(10) 文書管理の企画及び指導に関する事。(11) 文書の発送及び接受に関する事。(12) 文書の保存に関する事。
-------	---

に、「公益通報」を「内部通報」に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、

生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 銃砲刀剣類の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 (2) 火薬類の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 (3) 高圧ガス、放射性同位元素等危険物の取締りに関すること。 (4) 風俗関係事犯の取締りに関すること。 (5) 雇用関係事犯の取締りに関すること。 (6) 公害関係事犯その他の環境関係事犯（交通公害事犯を除く。）の取締りに関すること。 (7) 薬事、医事その他保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 (8) 生活経済関係事犯の取締りに関すること。 (9) サイバー犯罪対策に関すること。 (10) インターネット異性紹介事業の取締りに関すること。 (11) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関すること。 (12) 質屋営業及び古物営業の取締りに関すること。 (13) 警備業の取締りに関すること。 (14) 探偵業の取締りに関すること。 (15) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。
刑事企画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 刑事警察の運営に関する調査、企画及び指導に関すること。 (2) 犯罪の捜査一般に関すること。 (3) 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。 (4) 犯罪統計に関すること。 (5) 捜査共助に関すること。 (6) 捜査支援に関すること。 (7) 犯罪インフラ対策に関すること。 (8) 刑事事件の指導及び公判対応に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び所の所掌に属しないこと。

生活環境課	<ol style="list-style-type: none">(1) 銃砲刀剣類の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。(2) 火薬類の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。(3) 高圧ガス、放射性同位元素等危険物の取締りに関すること。(4) 風俗関係事犯の取締りに関すること。(5) 雇用関係事犯の取締りに関すること。(6) 公害関係事犯その他の環境関係事犯（交通公害事犯を除く。）の取締りに関すること。(7) 薬事、医事その他保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。(8) 生活経済関係事犯の取締りに関すること。(9) サイバーセキュリティに関すること。(10) サイバー犯罪対策に関すること。(11) インターネット異性紹介事業の取締りに関すること。(12) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関すること。(13) 質屋営業及び古物営業の取締りに関すること。(14) 警備業の取締りに関すること。(15) 探偵業の取締りに関すること。(16) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。
刑事企画課	<ol style="list-style-type: none">(1) 刑事警察の運営に関する調査、企画及び指導に関すること。(2) 犯罪の捜査一般に関すること。(3) 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。(4) 犯罪統計に関すること。(5) 捜査共助に関すること。(6) 捜査支援に関すること。(7) 犯罪インフラ対策に関すること。(8) 刑事事件の指導及び公判対応に関すること。(9) 各警察署の事件管理及び事件指導に関すること。(10) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び所の所掌に属しないこと。

に、「第35回全国豊かな海づくり大会」を「第68回全国植樹祭」に改める。

附 則

この規則は、平成28年3月25日から施行する。

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月14日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

富山県公安委員会規則第3号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号ア(オ)の次に次のように加える。

- (カ) タンデム自転車（2人用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

留置施設の実地監査に関する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月14日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

富山県公安委員会規則第4号

留置施設の実地監査に関する規則

（実施項目）

第1条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第18条の規定による実地監査（以下「実地監査」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 留置施設の管理運営に関すること。

(2) 被留置者の処遇に関すること。

(実施方法)

第 2 条 実地監査は、関係者からの聞き取り、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとする。

(実施)

第 3 条 実地監査は、毎年度少なくとも 1 回、全ての留置施設において実施しなければならない。

(留意事項)

第 4 条 実地監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 留置施設の規模、構造その他の状況を考慮すること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(富山県公安委員会への報告)

第 5 条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、富山県公安委員会に対し、毎年度少なくとも 1 回、実地監査の実施状況を報告しなければならない。

(実地監査の結果に基づく措置)

第 6 条 本部長は、実地監査の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(細目)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、実地監査の実施に関し、必要な事項の細目は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第116号

指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第18条の 2 第 1 項の規定により、同法第 6

条の3第1項及び同法第18条第4項の構造計算適合性判定の一部を行わせるので、同法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
 - (1) 名称 ハウスプラス確認検査株式会社
 - (2) 住所 東京都港区芝五丁目33番7号
- 2 業務区域
富山県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都港区芝五丁目33番7号
- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
 - (1) 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算を行う建築物
 - (2) 前号以外の建築物のうち、延べ面積が2,000㎡を超える建築物又は高さが20mを超える建築物
 - (3) 前2号以外の建築物のうち当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規定等により判定できない建築物
- 5 業務の開始の日
平成28年3月3日

(建築住宅課)

富山県告示第117号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	63.23	砺波市上中野 105 番1	砺波市上中野 105 番1	平成28年 2月2日

富山県告示第118号

臨時種畜検査に係る種畜証明書の交付について

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第 4 条第 1 項第 2 号の種畜証明書を交付したので、同法第 8 条第 2 項の規定により次のとおり公示する。

平成28年 3 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

種畜証明書番号	家畜の種類	品種	名前 (登録番号)	生年月日	等級	飼養者の所在地及び名称
31616990001	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 3 482-07 (日豚D種DD16-A000496)	平成27年 3月19日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616990002	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 7 491-13 (日豚D種DD16-A000497)	平成27年 4月23日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616990003	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 7 493-07 (日豚D種DD16-A000498)	平成27年 4月30日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616990004	豚	デュロック種	シムコデー オオダテ 1 343-09 (日豚D種DD05-A000297)	平成27年 6月13日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616990005	豚	デュロック種	シムコデー オオダテ 3 362-09 (日豚D種DD05-A000298)	平成27年 6月25日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616990006	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 1 562-07 (日豚D種DD16-A000502)	平成27年 7月16日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616990007	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 1 563-07 (日豚D種DD16-A000503)	平成27年 7月17日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616990008	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 1 566-07 (日豚D種DD16-A000504)	平成27年 7月25日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616990009	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 5 568-06 (日豚D種DD16-A000505)	平成27年 7月30日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター

富山県告示第119号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成28年 3 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・3・270号 下赤江新庄線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成14年 3 月 20 日から平成33年 3 月 31 日まで

富山県告示第120号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 14 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
----------------	-----	------------	----	---------------	-------------	------

県道 富山魚津線	滑川市高月町2番12地先か ら	変更前	最大 7.6 最小 5.8	18.6	新川土木 センター
	滑川市高月町2番14地先ま で	変更後	最大 7.9 最小 5.8	18.6	
県道 氷見志雄線	氷見市下久津呂 202番3か ら	変更前	最大 9.5 最小 8.9	9.8	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市下久津呂 202番3ま で	変更後	最大 11.3 最小 8.9	9.8	
県道 砺波小矢部線	小矢部市赤倉 233番2から	変更前	最大 11.9 最小 8.2	140.0	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市高木出字居島1119 番2まで	変更後	最大 17.4 最小 16.5	140.0	
県道 金沢湯涌福光 線	南砺市綱掛字背戸山 198番 22から	変更前	最大 8.7 最小 6.9	16.9	砺波土木 センター
	南砺市綱掛字背戸山 198番 22まで	変更後	最大 8.7 最小 7.7	16.9	
県道 北高木新富町 線	砺波市林2047番1から	変更前	最大 11.4 最小 6.0	296.2	砺波土木 センター
	砺波市林1514番まで	変更後	最大 14.7 最小 8.6	296.2	

富山県告示第121号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条

第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 14 日から
1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山魚津線	滑川市高月町 2 番 12 地先から 滑川市高月町 2 番 14 地先まで	平成 28 年 3 月 14 日	新川土木 センター
県道 氷見志雄線	氷見市下久津呂 202 番 3 から 氷見市下久津呂 202 番 3 まで	平成 28 年 3 月 14 日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 砺波小矢部線	小矢部市赤倉 233 番 2 から 小矢部市高木出字居島 1119 番 2 まで	平成 28 年 3 月 14 日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 金沢湯涌福光 線	南砺市綱掛字背戸山 198 番 22 から 南砺市綱掛字背戸山 198 番 22 まで	平成 28 年 3 月 14 日	砺波土木 センター

富山県告示第 122 号

家畜の検査命令について

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はその発生を予察するため、家畜伝染病予
防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により家畜又はその死体の所有
者に対し次のとおり検査を受けることを命じ、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 28 年 3 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 ブルセラ病

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後90日齢以上の雌牛
- イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後90日齢以上の雄牛
- ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後90日齢以上の牛
- エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

2 結核病

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後90日齢以上の雌牛
- イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後90日齢以上の雄牛
- ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後90日齢以上の牛
- エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

3 ヨーネ病

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後12ヵ月齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

4 伝達性海綿状脳症

(1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体

イ 月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

5 馬伝染性貧血

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

ウ ア又はイの馬と同一施設内で飼育している馬

エ 競馬法（昭和23年法律第 158号）による競馬に出場する馬

オ 競技用の目的で飼育している馬及び当該馬と同一施設内で飼育している馬

カ その他農林水産大臣又は知事が指定する馬

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第 1 に規定する
方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

6 腐蛆病

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

(3) 検査の方法

臨床検査及び細菌学的検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

7 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) 実施の目的

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(3) 検査の方法

臨床検査、血清学的検査（酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査）、ウイルス学的検査及びその他必要な検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

8 オーエスキー病

(1) 実施の目的

オーエスキー病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（ラテックス凝集反応法又はウイルス中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

9 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

10 豚流行性下痢

(1) 実施の目的

豚流行性下痢の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（ウイルス中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

11 豚コレラ

(1) 実施の目的

豚コレラの発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

11 アカバネ病

(1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

12 チュウザン病

(1) 実施の目的

牛のチュウザン病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

13 アイノウイルス感染症

(1) 実施の目的

牛のアイノウイルス感染症の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血

が終了するまでワクチン接種を行わない牛)

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

14 イバラキ病

(1) 実施の目的

牛のイバラキ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

15 牛流行熱

(1) 実施の目的

牛流行熱の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

富山県告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第
123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定
したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
丸川病院	下新川郡入善 町青島396番 1	精神通院医療		平成28年2月1日

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政
令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県病院事業の財務に関す
る規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は
特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規
定により次のとおり公示する。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
超音波画像診断装置 7式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 落札者を決定した日
平成28年1月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
東芝医用ファイナンス株式会社 東京都中央区日本橋人形町二丁目14番10号
- 5 落札金額
24,727,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年11月20日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
映像管理システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 落札者を決定した日

平成28年 2 月10日

4 落札者の氏名及び住所

セントラルメディカル株式会社 石川県金沢市西念三丁目 1 番 5 号

5 落札金額

156,600,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第 6 条の公告を行った日

平成27年12月21日

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成28年 3 月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

ハイブリッド手術室システム 1 式の納入及び保守点検業務

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番78号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年 2 月12日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ハイメック 富山市天正寺 384番地 2

5 随意契約に係る契約金額

437,724,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 2 第 1 項第 8 号

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成28年 3 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

生体情報モニタシステム 1 式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番78号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年 2 月 12 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ハイメック 富山市天正寺 384番地 2

5 随意契約に係る契約金額

149, 148, 000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 2 第 1 項第 8 号

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和 42 年富山県規則第 15 号）第 81 条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 28 年 3 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
手術室運用システム 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番 78 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 28 年 2 月 25 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
セントラルメディカル株式会社 石川県金沢市西念三丁目 1 番 5 号
- 5 随意契約に係る契約金額
65,934,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和 42 年富山県規則第 15 号）第 81 条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規

定により次のとおり公示する。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
乳房用X線撮影装置1式の納入及び保守点検業務
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年2月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社北陸ワキタ 石川県金沢市鳴和二丁目9番25号
- 5 随意契約に係る契約金額
56,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
バロー窪新町店 富山市窪新町小橋詰割1番2号 ほか14筆
- 2 店舗を設置する者 関電不動産株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の1
ほか1

(変更後)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県多治見市大針町 661番地の1
ほか1

4 変更の日

平成27年10月1日

5 変更の理由

小売業者変更のため

6 届出の日 平成28年3月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成28年3月14日から平成28年7月14日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦

覧に供する。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

バロー高岡木津店 高岡市木津458番135

2 店舗を設置する者 株式会社バローホールディングス

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1

(変更後)

株式会社バローホールディングス 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町180番地の1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の1

(変更後)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県多治見市大針町 661番地の1

4 変更の日

平成27年10月1日

5 変更の理由

- (1) 会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため
(2) 小売業者変更のため

6 届出の日 平成28年3月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成28年3月14日から平成28年7月14日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年 3 月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

パロー黒瀬店 富山市黒瀬字大屋割249番 ほか18筆

2 店舗を設置する者 有限会社シマダ木材

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の 1
ほか 1

(変更後)

株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県多治見市大針町 661番地の
1 ほか 1

4 変更の日

平成27年10月1日

5 変更の理由

小売業者変更のため

6 届出の日 平成28年3月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成28年3月14日から平成28年7月14日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

パロー清水町店 富山市清水町八丁目1番1

2 店舗を設置する者 株式会社パローホールディングス

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の1
(変更後)

株式会社バローホールディングス 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の1
ほか1

(変更後)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県多治見市大針町 661番地の
1 ほか1

4 変更の日

平成27年10月1日

5 変更の理由

- (1) 会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため
- (2) 小売業者変更のため

6 届出の日 平成28年3月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成28年3月14日から平成28年7月14日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

バロー石坂店・コメリホームセンター石坂店 富山市石坂588-1 ほか51筆

2 店舗を設置する者 株式会社バローホールディングス ほか1**3 変更事項**

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の1
ほか1

(変更後)

株式会社バローホールディングス 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の1 ほか1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の1
ほか1

(変更後)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県多治見市大針町 661番地の1
ほか1

4 変更の日

平成27年10月1日

5 変更の理由

- (1) 会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため
- (2) 小売業者変更のため

6 届出の日 平成28年3月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成28年3月14日から平成28年7月14日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

パロー本郷ショッピングセンター 富山市本郷町55番地の1

2 店舗を設置する者 株式会社大明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の1
ほか2

(変更後)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県多治見市大針町 661番地の
1 ほか2

4 変更の日

平成27年10月1日

5 変更の理由

小売業者変更のため

6 届出の日 平成28年3月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成28年3月14日から平成28年7月14日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

プラファ 氷見市加納484番地

2 店舗を設置する者 たつみ株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の1
ほか21

(変更後)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県多治見市大針町 661番地の
1 ほか17

4 変更の日

平成27年10月1日

5 変更の理由

小売業者変更のため

6 届出の日 平成28年3月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成28年3月14日から平成28年7月14日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所 (法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1

項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

文苑堂書店藤ノ木店 富山市開1325 ほか15筆

2 店舗を設置する者 株式会社バローホールディングス

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の1

(変更後)

株式会社バローホールディングス 代表取締役 田代 正美 岐阜県恵那市大井町 180番地の1

4 変更の日

平成27年10月1日

5 変更の理由

会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため

6 届出の日 平成28年3月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成28年3月14日から平成28年7月14日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項

の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由